

第19回国際労働統計家会議の結果概要

平成25年10月2日～11日に開催された第19回国際労働統計家会議において就業等に関する決議が採択された（文言修正があるため、最終版はまだILOの会議サイトには掲載されていない）。決議の主な内容は以下のとおりである。

◆1. 失業者の定義

- ・【新定義】失業者は、①就業しておらず、②4週間又は1か月以内に求職活動をしており、③就業可能な者^{*}である。 ※国情により参照期間を先へ2週間を超えないで拡大可能

（背景：求職は短期間では終わらないため、長めの期間が必要。また、1週間よりも長い期間で把握されていることが多くの国での慣例）

求職活動の期間

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
最近の特定期間	直近4週間又は1か月間	月末1週間 就業状態の参照期間、結果待ちも含む

- ・就業可能で概ね3か月以内に就業する内定者については、失業者として分類する。

就業可能な内定者の扱い

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
失業者	失業者 ただし、概ね3か月以内に就業	非労働力人口

◆2. 時間関連不完全就業者

- ・【新定義】Time-related underemployment（時間関連不完全就業者）は、①追加的に就業を希望し、②就業時間が一定の閾値よりも短く、③追加的な仕事に就業可能な者である。

（背景：就業者であるが短時間労働のため就業時間の面では満足しておらず、追加的な仕事に就業可能な者を未活用労働として捉える必要）

時間関連不完全就業者

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
言及なし (1998年決議あり)	時間関連不完全就業者 として新たに定義	③就業可能性は調査項目なし

◆3. 潜在労働力人口

- ・【新定義】 Potential labour force（潜在労働力人口）は、①求職活動をしており、現在は就業可能ではないが後に就業可能となる者、又は②就業可能であり就業希望しているが、求職活動をしていない者である。

（背景：失業者の3要件を満たさないため非労働力人口であるが、実態は失業に近い状態である者を未活用労働として捉える必要）

潜在労働力人口

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
言及なし	潜在労働力人口 として新たに定義	調査項目あり

◆4. 未活用労働(Labour Underutilization)に関する指標

- ・【新定義】 下記4つの指標を作成し、2つ以上をヘッドライン指標とする。

指標
$LU1 = \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$
$LU2 = \frac{\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$
$LU3 = \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$
$LU4 = \frac{\text{時間関連不完全就業} + \text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$

LU指標

従前定義（1982年決議）	新定義（2013年決議）	日本（現行）
言及なし	LU指標として新たに定義し、このうち2つ以上をヘッドライン指標とする。	LU1のみ算出 (LU3は算出可能)